砺波市消防団震災対応マニュアル概要版

マニュアル策定の目的

消防団員が「自分や家族の命を守る行動」を最優先することを原則としたうえで、その状況から判断する行動や組織としての活動を明確に示し、 現有する消防力を最大限に発揮させることを目的とする。

地震発生前

地震発生

地震発生後

1 平常時の対策

◇家庭内において

非常持出品の準備、大型家具の固定、家の耐震診断及び耐震補強、家族との連絡手段の確認等をしておく。

◇消防団活動において

遠方へ出かける場合に所在の明確化、団員の安否確認用連絡網と連絡手段の整備、避難行動要支援者情報の管理等を行う。

◇災害に即応できる知識・技術の習得

管轄地域内の地理、消防用水利、危険要素、避難 場所の把握に努める。

資器材取扱いの反復訓練を実施する。

◇指揮命令系統の確保

団幹部、分団幹部は、自己の代理者を決めておく。 消防団本部(砺波消防署)と各分団との無線連絡 は車載無線を活用する。

◇図上訓練の実施

分団器具置場(屯所)に管内図を整備し図上訓練 を実施する。

- ◇長期活動に耐え得る精神力、体力の養成と維持 悪条件下での活動に備え、団員個々の能力向上に 努める。
- ◇非常用品の備蓄

3日程度は活動できるよう食料、飲料水等の備蓄 に努める。

◇地域において

自主防災組織、消防団協力事業所との連携を図る。

◇勤務先において

自衛消防組織の充実強化、職場内の防災意識の高 揚を図る。

2 地震発生時の初動対応

◇砺波市消防団員の行動原則

自分の身の安全確保を最優先し、家で被災した場合は家族の安全、 職場で被災した場合は職場の同僚の安否確認を最優先する。

安全・安否が確認されたならば、屯所へ参集する。

なお、団長及び副団長は、消防団本部へ参集する。

3 非常配備基準

◇参集の方法

団員各自がテレビ、ラジオ、エリアメール、市緊急メール、インターネット等を確認し、配備基準に達したら自主参集する。

体 制	震 度	消防本部	消防団
第1次体制	3	必要人員を招集	火災予防広報
第2次体制	4	非番職員の 概ね2分の1を招集	分団員の 概ね3分の2を招集
非常体制	5 弱 以上	全職員参集	全団員参集

4 屯所への参集途上の行動

◇家族へ連絡

家族の連絡先、連絡方法、避難場所、避難後の措置等を確認する。 ◇参集時の携行品等

活動服・ヘルメット・作業靴(長靴)・手袋を装備、非常持出品を携行する。

◇参集途上の状況確認

参集途上に周辺の被害状況の確認、把握に努め、屯所で図上や黒板に書込む。

◇参集困難時の対応

土砂災害や橋の崩落によって参集困難な場合、上級階級者に連絡 し、付近住民と初期消火、救出活動を行った後、避難所の運営を支 援する。

◇参集途上の災害対応

参集途上に火災、人身事故に遭遇した場合は、付近住民を指導し、 初期消火、救出救助活動を行う。

5 震災消防活動の要領

◇砺波市消防団の指揮体制

団長、副団長は、消防団本部に参集し、各分団を指揮監督する。

- ◇消防活動における留意事項
 - ・屯所、車両、資機材の被害状況を把握し、消防団本部へ報告する。
 - ・団員の参集状況を把握し、参集途上での被害状況を聴取する。
 - ・出動体制が整ったならば、消防団本部に報告する。
- ・出動にあたっては、団員の安全確保を最優先した活動を実施する。
- ・救助又は火災出動の要請がない場合は、管内の情報収集及び管内広報を 実施する。
- ・避難所の避難状況、倒壊建物の状況、水利の使用状況の把握し消防団本 部へ連絡する。

6 地震災害における救助活動等

◇火災現場における救助活動

•情報収集

火災建物の状況、延焼状況、周囲の人の動きを確認する。

付近の人々や避難者から情報を速やかに収集する。

内部に進入した団員の把握、検索は常に2名以上が協力して行動する。

• 救出活動

消火活動を並行して行う。救出中に火炎が目前に迫った場合は、活動中止を考慮する。

• 避難誘導

安全な場所に短時間に多数の人員を誘導する。誘導時は避難者に安心 感を与えられるよう冷静に対応する。

避難勧告等が発令された場合は、消防車による広報及び屯所のサイレンを吹鳴し住民に伝達する。

◇震災現場における救助活動

- 情報収集により要救助者の有無を確認する。
- ・挫滅症候群(クラッシュシンドローム)に留意する。
- ・要救助者を観察し、必要な応急手当や救命処置(止血、人工呼吸、心肺蘇生)を実施する。